実践能力習得訓練コースの概要

目 的	民間企業、社会福祉法人、NPO法人等を訓練委託先として、事業所現場を活
	用して障害者の実践的な職業能力の開発・向上を目的とする。
実施機関	京都府立京都高等技術専門校又は京都府立福知山高等技術専門校を実施機関とし、事業主に職業訓練(作業実習等)を委託して実施
訓練内容	訓練内容は、事業所における事業資源を有効活用し、事業主等が実際に実施している業務に関する作業実習(事業所内での座学等を含む)を中心に、実践的な職業能力の習得を図り、訓練受講生ごとに定めた訓練目標を達成するものとする。
訓練期間等	訓練期間は、原則として3か月以内とする。訓練時間は1か月あたり100時間を標準とし、下限の時間を60時間とする。
	・ 精神障害者等、その障害特性により、短時間の訓練からはじめて訓練時間を 段階的に延長することが効果的である障害者については、総訓練時間300時間・訓練期間6か月以内で弾力化することも可能。
訓練対象者	公共職業安定所に求職申込みを行っている者であって、公共職業安定所長の受講指示・推薦を受けた障害者 ただし、訓練期間が2か月以下の訓練については、公共職業安定所長の受講指示・推薦は必ずしも必要としない。
委託事業主	訓練を委託する事業主は、次の諸条件を満たす事業主とする。 ① 訓練を行う設備的余裕があること。 ② 訓練指導担当者として適当な従業員がいること。(担当者は、訓練受講生概ね5人につき1人の割合で置くこと。) ③ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険等に加入し、又は同様の共済制度を保有していること。 ④ 労働基準法、労働安全衛生法に規定する作業条件が整備されていること。
訓練委託料	委託契約に基づき訓練受託事業主に対して訓練委託料を支給 訓練委託料:訓練受講生1人あたり原則月額6万(税別)、中小企業等は原則 9万円(税別)を上限 ※ 訓練期間を1か月+15日とした場合などでは、1か月目は6万円を上限としますが、 2か月目の訓練時間が下限の60時間未満となる場合には、月額を日割り計算により支給 することとなります。 ※ 訓練生が訓練の途中で訓練受講を取りやめた場合は、日割り計算により支給
留意事項	 訓練実施にあたり、委託契約において定めた訓練内容に関係のない作業に従事させないこと。 安全、衛生、その他の作業条件について、労働基準法及び安全衛生法の規定に準ずること。 訓練内容が、特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的とし、訓練実施上、身体への接触が不可避なものは対象外とすること。 時間外・夜間・泊まり込み等による訓練を実施しないこと。(ただし、当該職種において、夜間の就業が通常であるなど特に必要であると認められる場合を除く。)
その他	訓練期間中は、訓練受託事業主と訓練受講者との雇用契約は無いので、賃金等の支払いは不要であること。訓練受講者に係る労働者災害保険加入手続は、京都府において行うこと。欠席時間が訓練予定時間の2割を超える場合は、退校となります。